

介護保険制度は、3年に1度見直しが行われます。8月からの主な改正点についてお知らせします。

### 基準費用額の食費の金額が変わります

施設サービスを利用した場合、サービス費用の自己負担分（1割～3割）のほかに、食費・居住費等・日常生活費が利用者の負担になります。利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

8月から、基準費用額のうち、食費の金額が変わります。

〈1日あたりの居住費等、食費の基準費用額〉 ※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額

基準費用額	居住費等				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	
	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,392円 令和3年8月から <u>1,445円</u>

### 特定入所者介護サービス費等の段階と食費の負担限度額が一部変わります

介護保険施設やショートステイを利用する際の居住費や食費は全額利用者負担になりますが、受給要件を満たしている方については、負担が軽減されます。申請により所得に応じた負担限度額が決められ、これを超える費用負担はありません。負担限度額を超えた分については、介護保険から施設に支払われます。

8月から、施設を利用したときに受けられる特定入所者介護サービス費等の利用者負担段階および受給要件の預貯金等の金額が細分化され、食費の負担限度額が一部変わります。

〈1日あたりの利用者負担段階と負担限度額〉 ※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額（年金所得を除く）+課税 年金収入額+非課税年金収入額が80万 円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 令和3年8月から <u>600円</u>
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 利用者負担段階第2段階以外の人 (令和3年7月末まで)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円
	令和3年8月から 第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税 で、合計所得金額（年金所得を除く） +課税年金収入額+非課税年金収入 額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	<u>1,000円</u>
	第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税 で、合計所得金額（年金所得を除く） +課税年金収入額+非課税年金収入 額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	<u>1,360円</u>	<u>1,300円</u>

※次のA、Bのいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の給付対象になりません。

A：住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

B：住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が利用者段階別の一定額を超える場合  
(8月から預貯金等の金額が利用者負担段階別になります)

第1段階	預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
第2段階	預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
第3段階①	預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
第3段階②	預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※現在お持ちの負担限度額認定証の有効期間は7月末までとなっています。引き続き認定証が必要な方は、更新の手続きをお願いします。

【問い合わせ先】 市高齢者福祉課 ☎ 31-0682 ☎ 24-0181